

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、吾妻環境施設組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村及び東吾妻町(以下「関係町村」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、ごみ処理施設(以下「施設」という。)及びその附帯施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。ただし、組合設立の際(令和2年7月27日)現に関係町村及び関係町村の一部が加入する一部事務組合が設置している施設(以下「既存処理施設」という。)に関するものを除く。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1046番地に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、12人とし、関係町村の定数は、各2人とする。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、それぞれ関係町村の長及び関係町村の議会の議員の任期による。

(組合議員の選挙)

第7条 組合議員は、関係町村の長及び関係町村の議会において議員の中から選挙された者1人をもって充てる。ただし、東吾妻町は町の議会において議員の中から選挙された者2人をもって充てる。

2 選挙を行うべき期日は、組合の管理者が定めて関係町村に通知しなければならない。

3 [第1項](#)の選挙が終わったときは、関係町村の長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(補欠選挙)

第8条 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた町村は直ちに補欠選挙を行わなければならない。

2 [前条第3項](#)の規定は、[前項](#)の選挙に準用する。

(議長・副議長の選挙)

第9条 組合議会は、組合議員の中から議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長、副議長の任期は、議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織)

第10条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者それぞれ1人を置く。

2 管理者は、東吾妻町長の職にある者をもって充てる。

3 副管理者は、東吾妻町副町長の職にある者をもって充てる。

4 会計管理者は、東吾妻町会計管理者の職にある者をもって充てる。

5 管理者及び副管理者の任期は東吾妻町の町長及び副町長の任期とする。

6 [第1項](#)に定める者のほか、組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。

7 [前項](#)の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第196条第1項](#)に規定する識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては、4年とする。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、負担金、手数料及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 負担金は関係町村の負担とし、その金額は毎年度予算で定め、分賦方法は[別表](#)のとおりとする。ただし、特別な財政需要に係る負担金の分賦割合は、その都度組合議会において議決により定める。

(委任)

第13条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則(令和6年2月29日県指令市第30033—10001号)

この規約は、知事の許可の日から施行する。
別表(第12条関係)

経費区分／負担割合	均等割	人口割	ごみの搬入量割
組合の経費	5%	35%	60%

※1 人口は予算年度の前年度の4月1日現在のものとする。

※2 ごみの搬入量は予算年度の前々年度の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの既存処理施設への搬入量の合計とする。